

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省25-4-3)

政策名	4 中小・地域	施策名	4-3 経営安定・取引適正化			
施策の概要	<p>○親企業に比べて弱い立場にある下請中小企業に不当なしわ寄せが生じることがないように、下請代金法を厳格に運用すること等によって、適正な取引の推進を図る。</p> <p>○また、中小企業・小規模事業者等が消費税率引き上げによる消費税の円滑かつ適正な転嫁を行えるようにするため、講習会の開催や相談窓口の設置等を実施する。</p>					
達成すべき目標	<p>○不公正な下請取引を取り締まるために、下請代金法を厳格に運用すること等により、下請中小企業を保護する。さらに、大企業の業態変化や海外展開が進み、中小企業・小規模事業者が自立的に商品開発から市場開拓まで一貫して行う体制を構築する。</p> <p>○日本経済を支える中小企業者が安心して経営に携わるために、各種税制措置等による財務基盤の強化等を実施する。</p>					
施策の予算額、執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	876	856	3,735	6,142
		補正予算(b)	0	4,155	3,100	-
		繰越し等(c)	0	0	▲ 898	
		合計(a+b+c)	876	5,011	5,936	
執行額(百万円)		672	4,858	4,580		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	中小企業基本法					

測定指標	下請中小企業の体質改善	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		下請中小企業振興法の一部改正。 (平成25年6月17日成立)		25年度	達成
		「ビジネス・マッチング・ステーション」により、企業間取引の受発注情報を提供(平成25年度末の登録企業数: 25,607社)		25年度	
		下請取引の適正化		施策の進捗状況(実績)	
①親事業者及び関連事業者団体に対して経産大臣、公取委員長連名で下請取引の適正化の要請文を发出(25年度: 約20万社に対して发出) ②下請かけこみ寺における相談対応(25年度: 4,982件) ③「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の改訂及び周知		相談体制強化等による下請取引適正化を図る		25年度	達成

参考指標	日銀短観における中小企業の業況判断DI	実績値							
		24年Ⅲ期	24年Ⅳ期	25年Ⅰ期	25年Ⅱ期	25年Ⅲ期	25年Ⅳ期	26年Ⅰ期	26年Ⅱ期
	▲ 11	▲ 14	▲ 12	▲ 8	▲ 4	3	7	2	
東京商工リサーチにおける企業倒産動向	実績値								
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
	12,707	11,719	10,537	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 下請中小企業が自立的に取引先の開拓を図るために、平成25年6月に「下請中小企業振興法」を一部改正した。また、下請取引の適正化を促進する観点から、相談体制の強化等を効果的に実施した。
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、親事業者の業態変化等が進む中で、下請中小企業の自立的な取引先開拓が課題として挙げられていたことから、25年6月に「下請中小企業振興法」を一部改正するとともに、中小企業が実施する共同受注等のシステム構築・設備導入・展示会出展等の費用を一部補助するなどの支援を行った。 ・下請代金法に基づく書面調査や立入検査等を実施するなど、下請代金法を厳格に運用するとともに、全国に設置した下請かけこみ寺で相談対応を行い、下請代金法の違反行為を未然に防止した。 ・また、中小法人に係る法人税の軽減税率の引き下げや、設備投資を促進するための「中小企業投資促進税制」の一部拡充などの税制措置によって財務基盤の強化を図った。 ・平成25年10月1日に消費税率引き上げが閣議決定されたことから、経済成長を持続させていくためにも、中小企業における消費税率引き上げ分の円滑な転嫁が課題となった。 ・このため、消費税転嫁対策として、平成25年10月より「消費税転嫁対策室」を設置し、全国に474名の転嫁対策調査官を配置し、転嫁拒否行為等の監視・取り締まりを行った。また、消費税転嫁拒否等の行為に関する情報を収集するため、公正取引委員会と連携して、15万事業者を対象とした書面調査を実施し、立入検査等も行った。 ・さらに、中小企業団体等と連携し、消費税率引き上げに係る講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置等を通じて、きめ細かいサポートや周知等を実施し、円滑かつ適正な転嫁に寄与した。
	次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、下請代金法の厳格な運用の実施等によって、下請事業者が親事業者から不当な扱いを受けないよう、支援していく。併せて、下請中小・小規模事業者の自立化を促すための支援も実施する。 ・平成26年末に消費税率引き上げの判断時期を迎えるにあたり、引き続き、悉皆的書面調査、立入検査、指導等を行っていく。

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価のあり方を検討する場として、「政策評価懇談会」を設置。その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	2014年版中小企業白書(経済産業省)
---------------------------	---------------------

担当部局名	中小企業庁長官官房参事官付	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	---------------	----------	---------